

令和 6 年 5 月 30 日現在

機関番号：32689

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2023

課題番号：21K20098

研究課題名（和文）家族をめぐる自由とその限界 婚姻の契約法化の内実と養育の制度の行方

研究課題名（英文）Freedom and Constraints in Family Dynamics: Exploring the Contractualization of Marriage Law and the Future of Child-Rearing Institutions

研究代表者

松田 和樹 (Matsuda, Kazuki)

早稲田大学・法学大学院・助手

研究者番号：10906861

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：マーサ・ファインマンは、依存とケアの制度として家族法を再編し、自立した成人同士の関係を特別に保護する法律婚を廃止すべきだと提案した。この提案は、英米日の法哲学・政治哲学でしばしば支持されているが、婚姻の契約法化やケアの制度の内実については、論者によって異なる見解が唱えられてきた。本研究は、契約法理論や子どもの権利に関する理論を参照してそれら異なる見解を分析・検討し、来たるべき家族法を指導する最良の規範理論をある程度明らかにした。特に、共同生活における交渉力格差や、養育者割り当て原理について、一定の答えを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本論文は、婚姻から親子まで、特に英米・日本における現代の家族法哲学の文献を包括的に検討することを通じて、私たちが自由に追求・形成する多様な家族を平等に尊重しつつ、多様な家族の中にいる弱者/子どもを広く保護する法的仕組みの方向性を明らかにした。そうすることで、多様な関係/性の平等な尊重、ジェンダーや経済力に由来する格差の是正、全ての子どもの権利の平等な保障、依存とケアへの公的対処など、現代社会で重要な課題の解決に貢献する重要な知見を提供した。

研究成果の概要（英文）：Martha Fineman proposed abolishing legal marriage, which specially protects the relationship between independent adults, and reorganizing family law as an institution of dependency and care. This proposal has often been supported in Anglo-American and Japanese legal and political philosophy, but different views have been expressed by theorists regarding the contractualization of marriage and the substantive details of the care institution. This study analyzed and examined those different views by referring to contract law theories and theories on children's rights, thereby clarifying to some extent the normative theory to guide family law. In particular, it provided certain answers regarding the power imbalance in cohabitation and the principles for assigning caregivers.

研究分野：法哲学

キーワード：法哲学 政治哲学 フェミニズム 同性婚 家族法 婚姻 親子 クィア

1. 研究開始当初の背景

戦後日本の家族法は、「夫婦とその嫡出子」というまとまりを最も規範的な家族とするヒエラルキーの秩序として構築された。戦後家族法学は、こうした法秩序が果たして個人の尊重や平等のような憲法的理念と真に整合するののかについて長く論争してきた。本研究課題は家族法学のこうした問題意識を法哲学の観点から引き受け、「わたしたちが自由に追求・形成する多様な関係/生を平等に尊重する家族法とはどのようなものか」という問いの答えを探究する。違憲判断に消極的と言われる戦後の最高裁が、家族や性に関する事柄については違憲判断をそれなりに蓄積させ、しかもその中でしばしば「家族とは何か」「平等とは何か」のような哲学的ともいえる問題に踏み込んできたことを思うなら、法哲学の観点からこの問題を引き受けるといふ本研究の課題には、一定の意義があると思われる。

「わたしたちが自由に追求・形成する多様な関係/生を等しく尊重する家族法とはどのようなものか」という問いに法哲学の観点から向き合うなら、今日でもその出発点となるのは、マーサ・ファインマンの議論である。ファインマンは、依存とケアに公的に対処する制度として家族法を再編すべきであるということ、そして自立した成人同士の関係を特別に保護する制度としての婚姻制度を廃止すべきであることを提案した。

ただしファインマン自身は、成人同士の共同生活等の関係については契約法を始めとする私的自治の制度によって規律するべきであるといったものの、どのように共同生活関係の契約法を構築すべきかについてはそれほど論じなかった。また婚姻制度を廃止した上でどのように子どもに親(養育者)を割り当てるのかについては、子どもとの生物学的つながりは法的親子関係の発生にとって十分ではなく、現実にケア関係を営んでいることが必要であると述べたが、なぜそうなのか、また、そもそも誰がどの子どもと現実のケア関係を営む資格を持つのかについては明瞭に議論していない。

こうした背景があり、ファインマンの提案の後、婚姻の契約法化をどのように構想するか、また、子どもへの親の割り当てをどのように行うかについて、種々の論者が異なる構想を提出してきた。

2. 研究の目的

そこで本研究は、ファインマン以後提出されてきた種々の家族法理論の異同を、誰が自身の家族であるか、またその家族にいかなる責務を負うかを選択・合意する人々の自由とその限界に関する哲学的立場の相違として整理し、そうすることで、種々の立場の中でどれが最良のものかを見極め、明らかにすることを目的とした。

この際、成人間の関係については、契約の自由とその限界について考察してきた契約法の哲学の知見を参照することで整理し、成人による子の養育については、子どもの権利の哲学も加えて参照することで整理した。

3. 研究の方法

研究方法としては、現在の日米英の法哲学研究において多く採用されている分析的手法を用いた。

また、本研究が提示する法制度改革構想を実りあるものとするために、研究の過程で、実定法系の学会で情報収集を行うとともに、全国のプライドイベントなどを視察するという手法をとった。

4. 研究成果

2021年度(初年度)は、以下のような研究を遂行した。

- 婚姻の契約法化については、上半期に、近年注目されているエリザベス・ブレイクやクレア・チェンバースの議論について検討した研究報告を、若手法哲学研究会と日本女性学会にて行ったので、ここで得たフィードバックをもとに研究を進めた。このうち、ブレイクの議論を検討した論文については、第一稿を完成させた(これは翌年度に刊行した)。またここでの検討を通じて、特に共同生活関係を築く当事者間の交渉力格差をどのように是正するかについて、契約法と分配的正義に関する研究を更に進めるという方向で、来年度以降の研究の方針を定めた。
- 養育の法制度については、上半期に『法と哲学』に掲載した自身の論文について得たフィードバックをもとに、生殖に対する因果的責任と養育責務との規範的關係について一層の検討をする必要があることが分かったため、この点について更なる研究を遂行した。
- 本研究が実定法学に対して持つ含意について研究し、山形大学で開催された科研費研究会にて報告した。
- 加えて、分析フェミニスト哲学関連書籍(英語)の翻訳作業を行い、第一稿を完成させるとともに、本研究成果を社会に還元する取組みとして、ウェブ雑誌『現

代ビジネス』に論考を寄稿し、一定の反響を得た。

2022年度（次年度）は、以下のような研究を遂行した。

- 婚姻の契約法化については、エリザベス・ブレイクの「最小婚姻」について検討した論文を刊行した。またこれに関連して、成人の親密関係と法政策に関して検討するために、キンバリー・ブラウンリーの最近著の書評を刊行した。これとともにクレア・チェンバーズの「婚姻なき国家」について検討するため、契約法の哲学に関する研究を進めた。
- 養育の法制度については、生殖と養育責務の関係について検討するために、養育の哲学に関する研究を進め、特に養子縁組制度について検討する口頭発表を行った。
- 併せて、本研究が実定法学に対して持つ示唆について触れた論文を雑誌『法律時報』に掲載した。
- 加えて、本研究が家族社会学に対して持つ示唆について触れた学会発表を、日本家族社会学会にて行った。

本研究は、当初は2022年度末で終了する予定であった。ところが、2021年度・22年度の間、新型コロナウイルス感染拡大防止の名の下、日本の出入国管理が厳格な状態が続いたため、交付当初から予定していた国際学会での研究発表が事実上不可能な状況が続いた。幸い、23年度の早期には国際学会での発表を行える目途が立ったため、23年度末まで本研究課題の期間を延長することとした。

2023年度（最終年度）は、以下のような研究を行った。

- 本研究の成果全体をまとめる論文を執筆し、9月末に博士学位請求論文として東京大学大学院法学政治学研究科に提出した（年度内に博士の学位を取得した）。また、この要点をまとめた報告を、11月に開催された日本法哲学会にて発表し、フィードバックを得た。
- 博士論文の執筆過程で、特に生殖と養育の関係を検討したものについて、7月開催の国際家族法学会第18回世界会議にて学会発表を行い、フィードバックを得た。
- クレア・チェンバーズの「婚姻なき国家」について検討する論文を執筆し、9月末までに完成させた（これは1月刊行の共著にて公表された）。
- 11月以降は、博士論文では十分に扱うことの出来なかったが、本研究課題と非常に関連する問題（成人にとっての親密関係の重要性や、子どもの「愛される権利」に関連する問題）について研究を進め、それぞれ研究会にて研究状況を共有し、フィードバックを得た。

研究期間全体で、以下の研究成果を発表した。

- 雑誌論文3件（うちオープンアクセス1件）
- 学会報告7件（うち国際学会1件、招待講演2件）
- 図書2件

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 松田和樹	4. 巻 94(6)
2. 論文標題 婚姻とそうでないものの境	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 57-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田和樹	4. 巻 135(11・12)
2. 論文標題 学会展望: Kimberley Brownlee, Being Sure of Each Other: An Essay on Social Rights and Freedoms (Oxford University Press, 2020, 246+viii pp.)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 59-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田和樹	4. 巻 -
2. 論文標題 愛のために「結婚制度」はもう廃止したほうがいい、法哲学者の私がそう考える理由：法と家族について 真剣に考えるために	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 現代ビジネス	6. 最初と最後の頁 1-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 2件／うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Kazuki Matsuda
2. 発表標題 Procreation and Parental Obligation
3. 学会等名 18th World Conference (Golden Jubilee Conference) of the International Society of Family Law (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 松田和樹
2. 発表標題 婚姻の契約法化と養育の制度の行方
3. 学会等名 日本法哲学会2023年度学術大会（日本法哲学会創立75周年記念）（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 松田和樹
2. 発表標題 個人的関係財と法
3. 学会等名 性の多様性研究会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 松田和樹
2. 発表標題 子どもの「愛される権利」とリベラルな国家
3. 学会等名 オンラン政治理論研究会（OPTF）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 松田和樹
2. 発表標題 家族法の哲学的基盤を探る観点から（二つのテーマセッションを終えての報告コメント）
3. 学会等名 日本家族社会学会第32回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 松田和樹
2. 発表標題 国際養子縁組とグローバルな正義
3. 学会等名 科学研究費研究会：世界正義理念の再構築による移民難民政策の規範的指針の研究
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 松田和樹
2. 発表標題 婚姻の自由を分解する
3. 学会等名 社会倫理研究フォーラム（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 野崎綾子、松田和樹ほか	4. 発行年 2024年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 312
3. 書名 新版 正義・家族・法の構造変換：リベラル・フェミニズムの再定位	

1. 著者名 東海ジェンダー研究所記念論集編集委員会編、松田和樹ほか著	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 352
3. 書名 ジェンダー研究が拓く知の地平（第3章 成人間の親密関係を尊重する法的仕組みの行方：エリザベス・ブレイクの最小婚姻を手がかりとして）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------